

平成30年9月10日

平成30年8月30日からの大雨による災害及び平成30年北海道
胆振地方中東部を震源とする地震により被災した組合員と御家族の皆様へ

公立学校共済組合東京支部

この度の大雨及び平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震により、
被害にあわれた組合員及び御家族の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、被災された当共済組合の組合員及びその被扶養者の皆様には、下記のとおり、
組合員証の再発行並びに保険医療機関等での受診について特例措置が
講じられていますので、お知らせします。

記

1 組合員証等の再発行について

被災により組合員証等を紛失した場合は、速やかに所属所長に対して再交付
申請を行ってください。当該再交付申請が困難な場合にあっては、直接、東京
支部に対し再交付申請を行っても差し支えありません。

2 組合員証等がない場合における保険医療機関等での受診について

組合員証等の再発行が間に合わない場合であっても、保険医療機関等の窓口
において、公立学校共済組合東京支部の組合員又は被扶養者であること、氏名、
生年月日、連絡先(電話番号等)及び組合員の勤務先を申し立てることにより、
保険診療が受けられる措置が講じられています。

問合せ先

公立学校共済組合東京支部

組合員証関係 資格担当 電話 03-5320-6826

保険診療関係 短期給付担当 電話 03-5320-6827